

食品等放射能検査業務委託仕様書

1. 件名

食品等放射能検査業務委託

2. 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 履行場所

- ①自家消費野菜等食品検査：浪江町大字幾世橋字六反田7-2
- ②給食等食材検査：浪江町大字幾世橋字来福寺西73

4. 管理物件

- ・浪江町役場：1階「食品検査室」
- ・浪江町立なみえ創成小・中学校調理場：「食品検査室 1室」

5. 業務の目的

本業務は、浪江町民の長期的な健康管理を目的として、食に対する不安払拭のため、町民自らが育てた農作物、採取した自家消費野菜等の放射能検査を実施し、検査結果の説明及び放射線に関する相談並びに町が指定した様式でデータの整理を行うものである。

また、浪江町立なみえ創成小・中学校調理場において、学校給食及び浪江にじいろこども園で使用する食材等を測定し、児童・生徒・保護者に対し給食の放射能に対する安全・安心を確保するとともに、町が指定した様式でデータの整理を行うものである。

6. 受注者等の要件

- ・放射線、放射性物質及び食品等放射能検査に関する高い知見を有している者であること。
- ・食品等放射能検査機器等を取り扱う技術を有している者であること。

7. 操作機器

設置場所	メーカー	形式	台数
①浪江町役場本庁舎	日立アロカメディカル CAN-OSP-NAI	破壊式	1台
② 〃	テクノエックス Legumes Light	非破壊式	1台

③なみえ創成小・中 学校調理場	テクノエックス Legumes Super	非破壊式	1台
--------------------	--------------------------	------	----

・本業務で操作等の対象とする操作機器は、上記のとおりとする。

8. 業務内容

- ・食品等放射能検査測定、結果説明、結果送付。
 - ・なみえ創成小・中学校調理場での測定結果については、測定後速やかに、なみえ創成小学校長及び浪江にじいるこども園長へ書面を持って測定結果を報告すること。
 - ・学校給食及びこども園給食について、管理栄養士と相談の下、検査品目予定表の作成
 - ・検査結果データベース作成
 - ・日常測定
- ① 破壊式放射能測定機器・・・バックグラウンド測定、真度管理測定、汚染米測定
 - ② 非破壊式放射能測定機器・・・日常点検でのブランク測定、検査試料測定、汚染米測定
 - ③ テクノサクセス・・・日常点検でのブランク測定、検査試料測定

9. 成果品

以下のものを毎月作成し、翌月 15 日（15 日が土、日、祝日の場合は翌営業日）までに、浪江町に書面（A4 版、各 1 部）及び電子媒体で提出すること。ただし、3 月分の提出は 3 月 31 日とする。

- ① 月別業務完了報告書
- ② 業務日報（検体数、バックグラウンド測定値、作業内容等が記録されたもの）
- ③ 業務実績書
- ④ セキュリティ対策実施報告書

※提出場所は、浪江町役場本庁舎 「健康保険課放射線対策係」（浪江町大字幾世橋字六反田 7-2）とする。

10. 委託金額の確定

① 直接経費

- ア 自家消費野菜等食品検査員の必要経費 1 名（実働日数 241 日）
- イ 給食等食材検査：検査員 1 名の時給×3 時間×検査日数（実働日数 183 日）

② 物件費

- ア 事業を実施する上での必要経費

11. 消耗品等の費用負担

検査に必要な消耗品のほか、施設に係る光熱水費は浪江町の負担とする。ただし、受注者の過失等による場合についてはこの限りではない。

1 2. 検査

浪江町が、所定の要件を満たしていることを成果品により確認する。

1 3. 協議

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、浪江町と協議しその指示に従うものとする。

1 4. 事前準備

① 操作研修の受講

受注者は、操作等に関して浪江町より提供される操作説明書の内容を十分に理解するとともに、福島県等が実施する操作研修を受講し、本業務を確実に実施できるようにする。

② 食品等受付及び受取り

- ・町民等が持ち込む放射性物質による機器本体の汚染を防ぐため、食品等の受付及び受取りは、検査室外で行うこと。
- ・なみえ創成小・中学校調理場の食品等の受取りは、教育委員会事務局の指示により行うこと。また、教育委員会事務局の指示に従い保菌検査等を行うこと。なお、保菌検査等に係る費用は、町の負担となる。
- ・なみえ創成小・中学校調理場の測定については円滑に業務を行うために担当測定員を定め、できる限り担当者が行うこと。

1 5. 食品等測定・測定結果表の作成・測定結果説明

食品等放射能検査を下記により測定し、測定結果表の作成、及び測定結果の説明及び結果の送付をする。

- ・評価対象核種：セシウム 134 及びセシウム 137 とする。
- ・説明時間：5分／1人当たり
- ・記録レベル：セシウム 134 及びセシウム 137 は実測値とし、実測値が検出限界値未満の場合は「不検出」と記録する。
- ・測定結果通知：測定結果は、測定後速やかに、検査結果表により、本人に通知する。
- ・再測定：
 - ① 非破壊式測定器は、1回の測定とする。
 - ② 破壊式測定器は 25Bq/Kg を超えて検出された場合には、再測定を行うこと。
 - ③ 学校給食は、10Bq/Kg を超えて検出された場合には、再測定を行うこと。

16. 校正

使用する機器は、町予算にて年1回校正を行う。

17. 計測室内等及び周辺機器清掃等

- ① 日常的に測定室内等の整理・整頓・清掃を実施する。
- ② 測定精度維持のため、定期的に検査室内空間線量、機器本体、及び測定室内等の表面汚染密度を測定する。測定の結果放射性物質による機器本体や測定室等の有意な汚染が発見された場合、または十分な測定精度が確保されないと判断された場合にあっては、機器本体や検査室内等の清掃等を実施する。

18. 測定者の従事条件

- ① 測定従事者数
 - ・原則1名以上常駐していること。
 - ただし、やむをえず外出する場合は、健康保険課放射線対策係職員へ連絡すること。
- ② 受付体制
 - ・月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）
 - ・受付時間は、原則8時30分～17時15分とする。
 - （なみえ創成小・中学校調理場については、教育委員会事務局の指示による。）
 - 原則12時00分～15時00分
 - ※詳細は別途協議することとするが、柔軟な対応が可能となるよう努めること。
- ③ 測定従事者の要件
 - ・業務の実施を行う者はその内容に応じ、必要な知識及び知能を有する者とする。

19. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- ① 受注者は、受注業務の開始時に、受注業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について浪江町に書面で提出すること。
- ② 受注者は、浪江町から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。また、受注業務において受注者が作成する情報については、浪江町からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- ③ 受注者は、浪江町から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、受注業務において受注者が作成した情報についても、浪江町からの指示に応じて適切に廃棄すること。

受注者は、受注業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告する。

20. 個人情報の取り扱い

- ① 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、浪江町個人情報保護条例第9条第3項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ② 受注者は、本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ③ 受注者は、本契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
- ④ 受注者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- ⑤ 受注者は、浪江町の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するために浪江町から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- ⑥ 受注者は、浪江町の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するための個人情報については自ら扱うものとする。
- ⑦ 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、浪江町の指示に従うものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ⑧ 受注者は、本契約による事務を処理するために浪江町から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約の終了後又は解除後速やかに浪江町に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、調査職員が廃棄又は消去などの別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。
- ⑨ 調査職員は、受注者における個人情報の管理の状況について適宜確認することができる。また、調査職員は必要と認める時は、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。
- ⑩ 受注者は、本契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。
- ⑪ 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しては

ならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 1. 環境への配慮

受注者は、環境省「環境配慮の方針」及び「環境マネジメントシステム」の方針に基づき、環境影響の低減を図らなければならない。

2 2. その他

- ・契約終了時には次の受注者へ業務の引継ぎ等を円滑に行うこと。
- ・本業務に係る会計実施検査が行われる場合は協力すること。